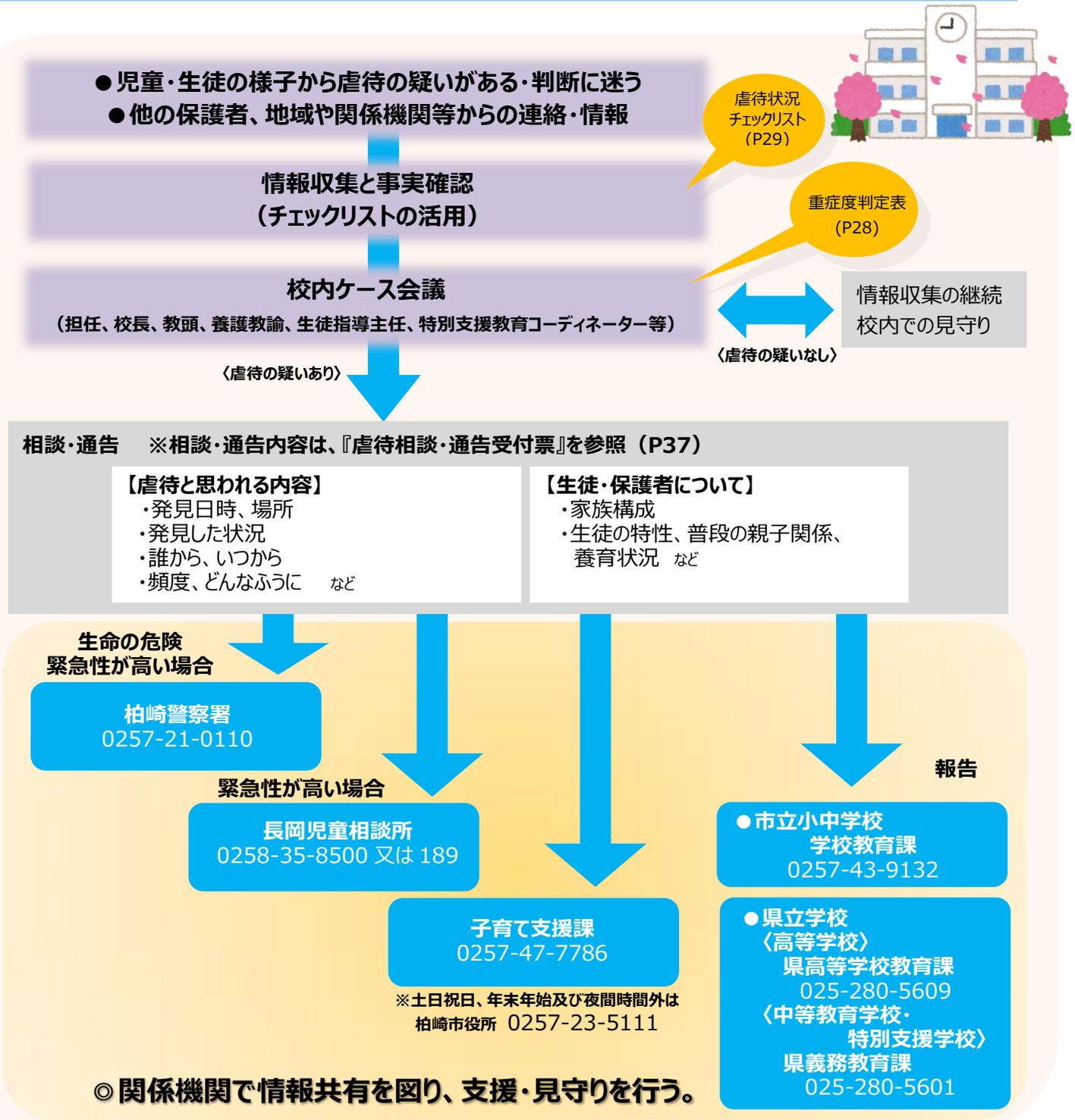


小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等 ～ 発見から相談・通告まで ～



◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

〈緊急性が高い場合の例〉

- 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- 子どもへの激しい暴力を確認した。
- 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある。
- 性的虐待が強く疑われる。
- 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- 遺棄・置き去り児を発見した。(道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど)

## 責任と役割

教職員は、学校での教育活動を通し、児童や生徒の様子から家庭の養育環境等を把握しやすい立場にあります。また、何気ないしぐさや言動から、普段の様子との違いを感じ取り、いち早く虐待を発見することが出来る立場にあると言えます。教職員は子どもを守るべき職であるという自覚を持ち、虐待の早期発見に努めなければなりません。

また、日ごろから職員間で子どもの様子、保護者の様子について情報を集め共有しておきます。

## 初期対応のポイント

### ● 校長に報告

日常の様子からの気づきや地域・関係機関からの連絡・情報により、虐待が疑われる場合や心配なときは、ひとりで抱え込まず、早期に報告します。

### ● 情報収集と事実確認

#### ○ 児童生徒に対して

可能な限り子どもからの聞き取りをする必要がありますが、子ども自身がリラックスできる雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話をするなど配慮します。子どもは年齢や性格によって、言葉の理解力や表現力に大きな差異があり、十分な配慮が必要です。また、あざや傷などがある場合にはできる限り写真に残すようにします。

#### ○ 保護者に対して

先入観を押しつけず、まずは相手の話を聞き、気持ちを受け止める態度で対応します。そのうえで、虐待者である保護者に対して、共感的に対応する者と、社会規範的に対応する者との複数で対応する必要があります。共感的対応は、保護者と接する機会が多い担任が担当し、法律的説明や学校としての見解などを示す社会規範的対応は学年主任や生徒指導主任、教頭などが担います。

### ● 校内ケース会議、相談・通告

#### ○ 組織的対応

虐待が疑われた場合には、校長等の管理職、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター等の教職員からなるチームを編成して対応します。虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針を協議します。

#### ○ 相談・通告

虐待の疑いがあると判断した場合は、重症度に応じて通告先に通告（相談）します。同時に柏崎市教育委員会学校教育課（小中学校）又は新潟県教育庁高等学校教育課（高等学校）にも連絡します。緊急を要する場合は、警察または児童相談所に通告します。

## 援助のポイント

### ● 児童生徒への関わり

虐待を受けた子どもは「自分が悪いからこうなった」という思いを持ち、自信をなくしていることが多いものです。校内で見守る体制を整え、子どもとふれあう機会を増やし、自信と安心感を与えるよう努めます。また、日ごろから子どもの様子をよく観察し、ちょっとしたサインに気づくこと、子どもからサインを引き出せるような関わりを持つことが必要です。

### ● 保護者への関わり

虐待している保護者の責任を迫るのではなく、会う機会を増やし、話に耳を傾けることで、保護者が気持ちや悩みを話しやすくなります。行動特性のある子どもの場合には、子どもの行動を理解できるように援助します。保護者は「しつけ」のつもりでも、「虐待」になってしまうことを、時間をかけて話し合っていくことが大切です。